

(補遺その2) 交通セルの考え方について

長期的な姿として、仮に対象地区の細街路全てが歩行者専用道路となる場合を考察すると、歩いて移動すべき距離が長くなりすぎ、歩行者の移動支援を考える必要が生じると思われる。

世界的にも、交通セル(移動手段を徒歩に限定し、自動車等を進入させないこととするエリア)の平均は5ないし20ha位との指摘があり、歩行距離を200mから300m以内に収めようとする、20ha位とすることが必要となる。この観点にたつと、対象地区は約70haであるため、少なくとも4つ以上の交通セルを設けていくという考え方が必要になると考えられる。

3 社会実験の実施について

- ・ 以上、様々なケースについてシミュレーションを行ってきましたが、いずれも一定の設定条件に基づくものですので、限界があります。
- ・ 特にいずれのシミュレーションも、特に自動車交通の転換について、フリッジパークの整備や、公共交通への転換などを考慮せず、全てが転換するものとし、かつ、特定の道路に転換しているとしていることから、実際には、過大な転換試算となっていることに配慮する必要があります。
- ・ 細街路での通過交通の抑制、幹線道路での歩行空間の充実やトランジットモールなどについて、その効果・課題をより正確に検証するためには、荷捌きやイベント等の通り活性化などと組み合わせて、関係者の同意を得て社会実験を実施することが必要です。
- ・ なお、国内では、既に多くの自治体において社会実験が実施されています。
- ・ もちろん、協議会において検討され、関係者の合意が得られることが不可欠です。合意が図られた通りから順次、合意が図られたパターンについて、実施することが適当であると考えます。

用語の説明

・ 職住共存地区

都心商業地の幹線道路（東西：御池通（一部夷川通）・四条通・五条通，南北：河原町通・烏丸通・堀川通）に囲まれた内部地区のうち，幹線道路に面する街区等基準容積率の上限が 700%に指定されている区域を除いた区域で，基準容積率の上限が 400%に指定されている区域（いわゆる「田の字」のあんこの部分）。面積は約 130ha。

・ トランジットモール

中心市街地のメインストリートなどで一般車両を制限し，道路を歩行者・自転車とバスや路面電車などの公共交通機関に開放することでまちのにぎわいを創出しようとするもの。

・ L R T

Light Rail Transit：軽量軌道公共交通機関の略。次世代型路面電車とも呼ばれ，従来の路面電車に比べ振動が少なく，低床式で乗降が容易であるなど，車両や走行環境を向上させ，人と環境にやさしく経済性にも優れているとされる公共交通システム。

・ 道路交通センサス

道路法第 77 条に基づき，国土交通大臣の命令により，全国一斉に実施される調査で，昭和 55 年以降実施されている。一般交通量調査，自動車起終点調査，機能調査，駐車調査の四つの調査を実施する。調査結果は，道路の計画や設計，交通計画等の基礎資料として活用される。

・ (財)自転車駐車場整備センター

地方公共団体又は鉄道事業者等の要望を受け，要望者提供の用地に自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行う財団法人。建設した自転車駐車場は，予め設定した期間はセンターが管理運営を行い，その後は要望者等に無償譲渡される。建設事業の形態の一つである「日本自転車振興会補助事業」は，日本自転車振興会の補助を受け，三大都市圏内の鉄道駅周辺において，通勤通学用の自転車の放置がおおむね 500 台以上ある箇所に建設する事業。

・ 高度地区

市街地の環境の保全又は土地利用の増進を図るために定める地域地区。京都市では，居住環境の保全，自然環境や歴史的環境との調和，均整の取れた市街地景観の形成による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を目的として建築物の高さの最高限度等を定める高度地区を指定している。

- **美観地区**

京都の生活様式から生み出された特徴ある形態又は意匠を有する建造物が存し、趣のある町並みを形成している市街地及び高層の建造物が群としての構成美を示している市街地の景観の維持及び向上を図るために指定する地区。景観条例では、地域の景観の特性に応じて、第1種地域から第5種地域の5種類の種別に分け、建築物の意匠形態等についてきめ細かな規制と誘導を行っている（景観法の制定に伴い、景観地区とされたが、京都市では引き続き美観地区の呼称を用いている。）

- **建造物修景地区**

山並みを背景とする市街地で、その特色を生かした趣のある景観の形成を目的として定める地区。景観条例に基づく京都市独自の制度（平成17年12月に、京都市景観計画を策定し、景観計画区域の一部としている。）

- **界わい景観整備地区**

まとまりのある地域色豊かなにぎわいのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要がある地区を指定するもので、景観条例に基づく京都市独自の制度。

- **沿道景観形成地区**

都心のメインストリートに沿った地域の景観の形成を図ることを目的として定める地区で、景観条例に基づく京都市独自の制度。道路を整備する際に、京都市と地元が一体となって沿道景観形成計画をまとめ、それに沿って京都らしいメインストリートの景観を形成するもの（平成17年12月に、京都市景観計画を策定し、景観計画区域の一部としている。）

- **バリアフリー**

建築物や道路、鉄道等の公共施設、個人の住宅等において、高齢者や身体の障害のあるひと等の利用に配慮し、段差等の物理的障害をなくすこと。また、制度的あるいは精神的な障害等をなくすことについても用いる。

- **ユニバーサルデザイン**

製品、設備、施設及び建築物その他の工作物をすべての人にとってできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方。

- **パークアンドライド**

「パーク（駐車）」と「ライド（乗る）」を組み合わせた造語。都心部や観光地周辺の道路混雑緩和を図るため、郊外の鉄道駅やバス停など公共交通機関のターミナル付近に駐車場を確保し、マイカーから鉄道やバスへの乗継ぎを図る仕組み。

- ・ **フリンジパーク**

都心の外縁部（フリンジ）に設置する駐車場。都心外部からの自動車をここに駐車させることにより、都心部の道路交通混雑の緩和を図り、公共交通機関や徒歩による移動を促すことを目的とする。

- ・ **ストリートファニチャー**

街灯やゴミ箱、標識など、道路や街路における、柱をはじめとする工作物や設置物一般の総称。

- ・ **マンセル値**

色を表す3属性（色相，明度，彩度）について数値化して色を表現したもの。色相を1～10の数字と記号，明度を0～10の数字，彩度を0から始まる数字で表す。

- ・ **ベロタクシー**

ベロとはラテン語で自転車の意味で，自転車タクシーのこと。京都市では，御池通，烏丸通，四条通，寺町通に囲まれた地区で，4月～10月の午後1時～5時に走行している。